

令和8年度 第1回 初生小学校運営協議会

日 時：令和8年4月28日（火）午後2時

場 所：初生小学校 2階 調べ学習室

次 第

進行：高林 美奈

- 1 開催要件の確認
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 4 自己紹介(委員・学校職員・CS担当教員・CSディレクター・オブザーバー)
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 会長選出(委員の中から互選)
- 7 副会長の指名(会長が指名)
- 8 議長の選出
- 9 前回議事録の確認
- 10 熟議 進行：議長
 - (1) 令和8年度学校運営の基本方針の概要説明(校長) 【20分】
 - ・ねらい・・・教育課程の編成及び学校運営に関する全体構想等、基本的な方針について協議会の承認を得るため。
 - ・ゴール・・・学校教育目標、目指す子供像、付けたい力、重点項目等、実態を踏まえた方針となっているか熟議する。
 - (2) 学校いじめ防止基本方針について(生徒指導) 【15分】
 - (3) 令和8年度学校運営協議会の自己目標について(主幹) 【5分】
 - ・ねらい・・・年度末、学校運営協議会の自己評価を踏まえ、各協議会が、自らの取組を改善するとともに、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図るため。
 - ・ゴール・・・今年度の学校運営協議会の自己目標を決定する。
 - (4) 「夢育やらまいか」意見書(案)について(教頭) 【5分】
- 11 報告(コーディネーターより) 【10分】
- 12 その他・連絡事項
 - (1) 次回開催日時 9月24日(木)
 - (2) 次回議長選出

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第4回 初生小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月9日（月）14時00分から15時35分まで
- 2 開催場所 初生小学校 調べ学習室
- 3 出席委員 上乘 菜穂子、猿田 金昭、山本 福次郎、関 美奈子、柴田 宏祐、山崎 晋司、辻村 拓磨、猪野 久美子
- 4 欠席委員 なし
- 5 学 校 井口 幸英（校長）、磯部 志保（教頭）、岩佐 好純（主幹）、田中 由紀子（CSディレクター）
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 田中 由紀子
- 8 前回議事録確認
- 9 議長の選出
前回の協議会において、議長の選出について委員に意見を求めたところ、上乘会長から議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。
- 10 協議事項
 - (1) 学校関係者評価について
 - (2) 来年度の学校運営基本方針について
 - (3) 学校運営協議会自己評価について
- 11 会議記録
司会の岩佐から、委員総数8人のうち8人の全員の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立する旨の報告があった。

(1) 学校関係者評価について

議長の指示により、岩佐主幹から資料に基づき説明があり、委員から以下の発言があった。

- ・1年生から6年生まで、一つの表にまとめて全体評価するのは無理があるのではないか。できるなら、学年ごと集計をした方が良いと思う。低学年は理解できないのではないか。（山本委員）
- 成長の度合いにより、質問項目について検討したい。（岩佐主幹）
- ・子供と保護者の乖離があると言われているが、そもそも、子供と親が、家庭で学校生活について話をする時間を取れているのか疑問がある。（上乘会長）
- ・昨年の熟議で発言をしたことが今年度反映されていて素晴らしい。結果も微増であるが全体的に意識づけができていると思う。（山崎委員）
- ・子供がスマホを持つことで、子供間でトラブルが多いと聞く。スマホの使い方について、学校からも呼び掛けてもらいたい。（猪野委員）
- 学校で情報モラルについての授業を行っている。第一次責任は保護者であるが、「家庭で約束事をしっかり作りましょう」という声かけは学校でもできるので啓発は行っていきたい。（岩佐主幹）

(2) 来年度の学校運営基本方針について

議長の指示により、校長から資料に基づき令和8年度学校運営基本方針について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・学級担任から学年担任へということだが、子供を見る大人は増えるが、一人一人の子供を見る時間が少なくなると思うので、教員間での引き継ぎをしっかりとってもらいたい。(山崎委員)
- ・大勢の人の目で見ること、見方も変わるので良い方法だと思う。(柴田委員)
- ・クラスの子供を一人で見っていたのが、4人で学年全体を見ると関係性が希薄になってしまわないか。(山本委員)
- ・学校へ相談事があるが、直接先生には言いづらいということを保護者から聞いたことがある。緩衝材(相談役)のような立場の先生がいたら良いが。(上乘会長)

協議の結果、全員異議なくこれらすべてを承認した。

(3) 学校運営協議会自己評価について

議長の指示により、委員からは以下の発言があった。

- ・CSの認知度が足りていないと思う。(上乘会長)
- ・応援団活動をもっと認知してもらい、イレギュラーな支援にも対応できるくらいの人が増えると良い。(辻村委員)

12 その他連絡事項等

- ・司会から、次回会議は、令和8年4月28日(火)午後2時00分から調べ学習室で開催することが確認された。

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

<評価項目>

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会の結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

（参考） ※各協議会で追加する項目があれば設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

学校番号 (小060)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立初生小学校運営協議会長

<本年度の目標>

初生小応援団の継続・拡充、一部地域ボランティアの募集

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった

(理由)

- ・多様な視点の導入
若い委員の新鮮な発想や、教職員だけでは気づかない外部の視点を取り入れることで、従来の学校体制の枠に捉われない変革を意識した熟議が行われた。
- ・丁寧な合意形成
校長の説明に対し、各委員が自身の立場から確認・質問を重ねることで、方針の背景や意図について深い納得感を得ることができた。
- ・本質的な課題提起
「粘り強く取り組む子供」という目標に対し、現在の教育環境でいかに実効性を持たせるかといった、現場に即した鋭い意見も交わされた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった

(理由)

- ・「初生小応援団」の成果
コーディネーターの尽力により、保護者やOBボランティアが昨年度より増加し、学校側の要請に柔軟に応える体制が構築された。
- ・教育的効果の実感
地域住民との交流が子供たちの主体性や協働性を育む良い刺激となっており、成長を促す環境が整いつつある。
- ・組織運営の課題
PTA活動の活性化や、地域全体へ募集を広げるための連絡手段(ICT活用等)の確立など、持続可能な仕組みづくりが、今後の課題の一つ。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった

(理由)

- ・発信手段の確立
学校ホームページでの資料・議事録公開や「CSだより」の発行など、公的な情報公開体制は整ってきた。
- ・双方向性の向上
協議会内では率直な意見交換がなされているが、今後は「発信した内容がどう反映されたか」というプロセスの透明化が必要。
- ・波及効果の検証
情報が地域や保護者にどこまで届き、どのような効果を生んだかを検証する仕組みづくりが、今後の課題の一つ。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

より充実した学校支援を行うために、学校運営協議会・初生小応援団の活動について、より広くより深く知ってもらう。

(様式2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

--

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

--

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

--

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

--

(様式2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

【参考資料】

【 熟議子エックシート 】

氏名 ()

できている ほうか

評価項目 1		校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを遠慮なく質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
		基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞置くだけでなく、よりよい学校運営のために委員が建設的な意見を発言できた。
		委員が、学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
		学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
		学校運営について、委員が率直に意見を述べることができた。
評価項目 2		学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
		熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
		これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
		協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。

(様式1)

令和8年4月28日

浜松市立初生小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 辻村 拓磨 様

浜松市立初生小学校運営協議会
会長 山崎 晋司

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年4月28日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① クラブ活動・朝の読み聞かせ・総合的な学習の時間等、地域の方や保護者が継続して講師やボランティアとして参加していただいている。今年度も、感謝の気持ちを表していきたい。
⇒ 謝礼として、菓子をお渡しする。
- ② 昨年度より、学習ボランティアを多数募集している。夏場や冬場の水分補給用に飲料水を用意したい。
⇒ 夏の熱中症、冬の感染症予防のための乾燥対策としてお茶を提供する。
- ③ 学校花壇を地域の方々と児童とが協力して整備していく。
⇒ 花の苗、土などを購入し、環境整備をする。

R8 職員名簿(所属回覧)

No.	職名・学級等	氏名			
1	校長	井口 幸英			
2	教頭	徳増 弘宣			
3	主幹教諭	高林 美奈			
4	生徒指導	清水 芳晃			
5	1の1	朝比奈愛子			
6	1の2	鈴木 詩織			
7	1の3	鈴木さおり			
8	2の1	石田 利彦			
9	2の2	伊藤 詠子			
10	2の3	三浦 智子			
11	2の4	中村 佐代			
12	3の1	福井 静華			
13	3の2	杉本 明子			
14	3の3	山田 悠人			
15	3の4	馬淵 奈々			
16	4の1	田中 園美			
17	4の2	袴田 葉子			
18	4の3	河原章太郎			
19	5の1	山口めぐみ			
20	5の2	井村 梓			
21	5の3	杉山 智恵			
22	5の4	松下 大樹			
23	6の1	杉本 望			
24	6の2	池谷 敦子			
25	6の3	金原 里沙			
26	6の4	渡辺 哲			
27	みどり1	石川湖の香			
28	みどり2	前田 香留			
29	みどり3	内山 正樹			
30	みどり4	石川 晃			
31	みどり5	富田 浩平			
32	みどり6	藤田 博彦			
33	みどり7	間森 咲枝			
34	みどり8	坂根 早織			
35	みどり9	鷹取 貴英			
36	級外	小川 博史			
37	〃	山村 享子			
38	〃	本田 和也			
39	拠点校指導員	中村 信也			
40	養護教諭	小粥 慶子			
41	〃	中村 祐輝			
42	事務職員	政本 弘美			
43	栄養教諭	鈴木 江身			
44	用務員	山田 貴徳			
45	初任研後補充	地福 輝久			
46	〃	榊原 祐子			
47	スクールヘルパー	鈴木 恵子			
48	〃	久米 茜			
49	〃	伊原せつ子			
50	発達支援教室支援員	西井小百合			
51	学習支援員	高橋佳余子			
52	図書館補助員	岩田ひろみ			
53	校務アシスタント	田中由紀子			
54	理科支援員	小栗 慎二			
55	外国人児童生徒理科指導員	中村公美子			
56	主幹軽減	梅本恵美子			
57	校内まなびの教室	柳原 孝枝			
58	ALT				
59					
60					
61					

保護者用

令和8年度 年間行事計画

4～9月

初生小学校

R8.4.1

日	曜	4月	5月	6月	7月	8月	9月	日
1	水		特4・特6 1年生を迎える会 個別面談予備日 みどり学級進路説明会	4～6年普6 内科検診2年・53,54,み4・5・7～9組	水 薬学講座5年	土	火 変4	1
2	木		土	劇団たんぽぽ(芸術鑑賞教室)③④/⑤⑥ 尿検査3次	木 特5	日	水 変4 身体測定6年	2
3	金		日 憲法記念日	特4 6年こころの劇場am	金 特5	月	木 変4 身体測定5年	3
4	土		月 みどりの日	特6 おはなしP3・4年 歯科検診1・2年	土	火	金 特5 給食・出入り開始 1年生4時間～9/18	4
5	日		火 こどもの日	金 特5	日	水	土	5
6	月		水 振替休日	土	月 特5	木	日	6
7	火		木 特4・特5・特6 委員会活動6年	日	火 特5	金	月 夏季日課継続～9/18 特5・特6 委員会活動6年 身体測定4年	7
8	水	変2 始業式13:00登校 2年4時間～4/17	金 特4・特5 参観会 (③家庭教育後援会 ④参観会)	月 4～6年普6 内科検診3年・61,62	水	土	火 特5 部会校長会 身体測定3年	8
9	木	変3 入学式 1年3時間～4/16 2～6年休業日	土 資源物回収1	火 特6 校外学習am(4年) 園小交流(5年)	木 特5	日	水 身体測定2年	9
10	金	変4 交通安全教室1・2年	日	水 特4	金 特5 おはなしP5・6年	月 学校閉庁日	木 特5 身体測定1年	10
11	土		月	木 眼科検診1～3年	土 資源物回収2	火 山の日	金 特5	11
12	日		火 なかよし遊び(5月中) 防災講座	金 命の日	日	水 学校閉庁日	土 資源物回収3	12
13	月	特5 計算力調査(仮) 給食開始・出入り開始 身体測定2・4・6年	水 新体力テスト5年	土	月 特5	木 学校閉庁日	日	13
14	火	特5 身体測定1・3・5年	木 みどり学級遠足am 眼科検診4・5・6年・み	日	火 特5	金 学校閉庁日	月 特5 身体測定みどり	14
15	水		金 特5 防災講座(1・2年) おはなしP3・4年	月 内科検診4年、63,64	水	土	火 特5	15
16	木	普5・普6 委員会活動6年	土	火	木 特5	日	水	16
17	金	1年生給食開始 避難訓練 1年4時間～5/8	日	水 6年総合 校外学習②	金 特5 個別面談準備	月	木 特5	17
18	土		月 内科検診1年・51,52,み1～3・6組 1～3年5時間、4～6年6時間	木 臨海学校5年 特4・特6	土	火	金 特5	18
19	日		火 心電図検査(1・4年am) 尿検査2次	金 臨海学校5年 特4・特6	日	水	土	19
20	月	特4・特5 身体測定みどり	水 防災講座(3～6年)	土	月 海の日	木	日	20
21	火	特4・特5 個別面談 聴力検査3・5年	木 耳鼻科1・4年	日	火 特5 個別面談	金	月 敬老の日	21
22	水	特4・特5 個別面談 聴力検査2年	金 おはなしP5・6年	月 特5 歯科健康教育3年	水 特5 個別面談 出入り・給食終了	土	火 国民の休日	22
23	木	特4・特5 個別面談 全国学調6年(国・算) 歯科検診3・4年	土	火 歯科健康教育3年	木 変4 個別面談	日	水 秋分の日	23
24	金	特4・特5 個別面談 全国学調6年(質問紙)	日	水 交通安全リーダーと語る会	金 変4 終業式 個別面談	月	木 学校運営協議会2	24
25	土		月 委員会活動(6年 6時間)	木 租税教室	土	火	金 おはなしP1・2年	25
26	日		火 6年総合 校外学習①	金 北星中学校説明会(6年)	日	水	土	26
27	月	特4・特5 個別面談 聴力検査1年 尿検査1次	水 特4 交通安全教室 3～6年	土	月 個別面談	木	日	27
28	火	特4・特5 個別面談 学校運営協議会1 2・4年レポート検査	木 歯科検診5・6年・み	日	火 個別面談	金	月 普5・普6 委員会活動6年	28
29	水	昭和の日	金 特6 おはなしP1・2年	月 特5・特6 夏季日課開始 委員会活動6年	水	土	火	29
30	木	特4・特5 個別面談 校長研修	土	火 特5	木	日	水	30
31			日		金	月 変4 始業式		31
授業		16	18	22	17	73	1	19
給食		13	18	22	15	68	0	16

1学期授業日数	73
1学期給食回数	68

令和8年度 年間行事計画

10~3月

初生小学校

R8.4.1

日 曜	10月	11月	12月	1月	2月	3月	日
1 木	新体力テスト あゆみ配付	日	火	金 元日	月 普5・普6 委員会活動6年	月	1
2 金	新体力テスト	月 普5・普6 委員会活動6年	水	土	火 4年こども音楽教室 am	火 特6	2
3 土		火 文化の日	木	日	水	水	3
4 日		水	金 特5・特6 クラブ3	月	木 5年こども音楽教室 am	木 特6	4
5 月		木	土	火	金 初生小入学説明会 北星中入学説明会	金 特6	5
6 火		金 特5・特6 園小交流(1年) 運動会準備6年	日	水 変4 始業式 1年4時間~1/15	土	土 資源物回収5	6
7 水		土 運動会	月	木 変4	日	日	7
8 木	修学旅行6年 特4・特6	日 運動会予備日	火 学校評価締切	金 給食・出入り開始 委員会活動6年	月	月 特5	8
9 金	修学旅行6年 特4・特6	月 振替休業日	水	土	火 学校運営協議会4	火 特6	9
10 土	初生幼稚園運動会	火	木 特5・特6 校外学習(みどり) 個別面談準備	日	水	水 特5	10
11 日		水 特4	金 特5 個別面談	月 成人の日	木 建国記念の日	木 特4・特6 卒業式総練習5・6年	11
12 月	スポーツの日	木 校外学習(2年) 学校運営協議会3	土	火 身体測定6年	金	金 特6	12
13 火		金 おはなしP1・2年 校外学習(3年)	日	水 身体測定5年	土	土	13
14 水		土 資源物回収4	月 特5 個別面談	木 身体測定4年	日	日	14
15 木		日	火 特5 個別面談	金 おはなしP5・6年	月	月 特5	15
16 金	特5・特6 クラブ1	月	水 特5 個別面談	土	火	火 特6 給食・出入り終了	16
17 土		火	木 特5 個別面談	日	水 参観会(学習成果発表会)	水 変4	17
18 日		水	金 特5 個別面談 給食・出入り終了	月 身体測定3年	木	木 変4・変5 修了式 卒業式準備5年 市立中学卒業式	18
19 月		木	土	火 身体測定2年	金 おはなしP3・4年	金 変3 卒業式	19
# 火		金 特6 おはなしP3・4年 クラブ2(3年見学)	日	水 身体測定1年	土	土	20
21 水	就学時健診準備日(体育館)	土	月 変4 個別面談	木 身体測定みどり	日	日 春分の日	21
# 木	特3 就学時健診	日	火 変4 個別面談予備日	金 おはなしP1・2年	月	月 振替休業日	22
# 金	特6 おはなしP3・4年	月 勤労感謝の日	水 変4 終業式	土	火 天皇誕生日	火	23
# 土		火 スクール119(3年) ① 校外学習(5年)	木	日	水	水	24
# 日		水 学校評価開始	金	月	木 特6 6年生を送る会	木	25
# 月 特6		木 おはなしP昼イベント	土	火 命の授業6年・みどり(仮)	金 特6	金 離任式	26
# 火 特6		金 5年市立調音学校 スクール119(3年) ② 校外学習(1年)	日	水	土	土	27
# 水 特4		土	月	木 特6	日	日	28
# 木		日	火	金 特6		月	29
# 金 おはなしP5・6年		月 普5・普6 委員会 活動6年 学校保健 週間	水	土		火	30
31 土			木	日		水	31
授業	21	19	17	# 17	18	15	50
給食	20	18	14	# 15	18	12	45

1学期授業日数 73 8~9月授業日数 20 2学期授業日数 #
 1学期給食回数 68 8~9月給食回数 16 2学期給食回数 #

3学期授業日数 50 年間授業日数 200
 3学期給食回数 45 年間給食回数 181

令和8年度初生小学校支援依頼一覧表

R8.4.28

No.	時期	学年	教科等	支援の内容
1	4月30日			花壇・学級園草取り
2	6月	2年	生活	校区探検
3	6月	3年	総合	農業体験（田植え等）引率支援・補助
4	5月下旬～ 7月中旬	1.2.3年 みどり	生活	あさがお、野菜、さつまいもの水やり支援（土日祝）
5	7月	5年		30分間回泳見守り支援
6	夏休み期間	みどり		さつまいも水やり支援（土日祝閉庁日）
7	9月～ 10月下旬	1年・みどり	生活	あさがお、さつまいも水やり支援（土日祝）
8	9月	5年	家庭科	ミシン補助
9	10月1.2日	全校		新体力テスト支援
10	10月	3年	総合	農業体験（稲刈り等）引率補助
11	10月	3年	社会	校外学習引率補助（フィールド見学）
12	10月	4年	社会	初生浄水場引率支援・補助
13	10月	6年	家庭科	ミシン補助
14	10月	2年	生活	校区探検
15	11月	4年	図画工作	のこぎり補助
16	12月	2年	図画工作	カッター補助
17	12月	4年	図画工作	彫刻刀補助
18	11月	5年	家庭科	調理実習補助
19	12月	3年	書写	書き初め補助
20	12月	4年	算数	そろばん補助
21	2月		図書	学級文庫整理
22	3月	3年	算数	そろばん補助



初生小CSだより

第2号

コミュニティ・スクール

令和8年3月

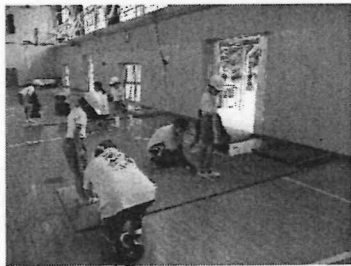
初生小応援団の活動に御協力いただきありがとうございました!

初生小学校コミュニティ・スクールでは、昨年度より初生小応援団を発足し、2年が経ちました。今年度は学校からの支援要請も増え、応援団の皆様や保護者の皆様のおかげで充実した支援活動ができました。

令和8年度もより良い活動ができるよう、皆様の御参加・御協力をよろしくお願いいたします。

令和7年度初生小応援団2学期以降の活動の様子

新体力テスト支援



5・6年生ミシン補助



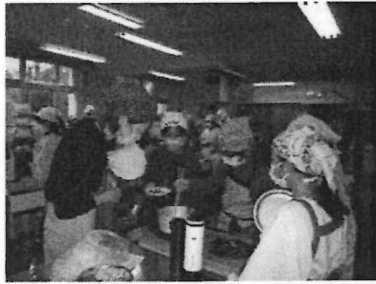
3年生稲刈り・さつまいも掘り引率支援



3年生書き初め授業補助



5年生調理実習補助(みそ汁作り)



4年生のこぎり授業補助



学校花壇整備



学級文庫整理



その他の活動



- ・あさがお・さつまいも水やり支援
- ・3年生フィール見学引率支援
- ・2年生曳馬野消防署見学引率支援
- ・はつおいスマイル発表会支援
- ・3年生そろばん補助



応援団の皆様感想(一部抜粋)

- ・参観会では見られない、ありのままの授業風景を見ることができた。
- ・子供の学校での様子を見ることができて良かった。
- ・参加する日時を自分で選べるのが良い。
- ・他学年のお母さん達と交流ができて良かった。

※初生小応援団の様子はブログにも掲載しています。



先生方より

- ・支援の手があることで、子供の思いに添った製作活動ができた。
- ・子供が困った時、すぐに助けてもらうことができた。活動に集中して取り組むことができた。
- ・校外学習での安全面での見守りや声掛けをしてくださったことで、子供達が安心して活動に取り組むことができた。

「第4回学校運営協議会」を開催 2月9日

会議では、学校関係者評価、来年度の学校運営基本方針、学校運営協議会基本方針について熟議し、建設的な意見が出されました。それぞれの項目において、承認を得られるとともに、来年度の方向性がより一層確かなものとなりました。



初生小応援団募集



～できるときに、無理なく、楽しく～

お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃん、お時間のある時に、お気軽に御参加ください。経験の有無は問いません。

別紙の応援団募集チラシのお手続き方法から御登録をお願いします。

※現在登録いただいている応援団の皆様にはBandアプリにて継続確認をいたします。





学校教育目標

なりたい自分を共に目指して さあ、やってみよう！

重点目標

徳 仲良くてできる子

～ができるようになりたい！



☆子供と共に創る学校生活

○自治的能力の育成

○コミュニケーション能力の育成



知 意欲的に 学ぶ子

☆子供と共に創る

楽しい授業、

温かな学級

○聴く力の育成



子供と共に
創り上げる
魅力ある楽しい
初生小学校

体 粘り強い子

☆子供と共に創る

健康・体育的活動

○諦めない心の育成

○体力の向上

Let's try!



教員の働き方改革 社会に開かれた教育課程
学校運営協議会 保護者・地域ボランティア

学校風土

笑顔にあふれ 安心して学び

明日また来たくなる学校

～心理的安全性の向上・プロアクティブへの転換～

第4次浜松市教育総合計画

【基本理念】 描く夢や未来の実現

～ 主体性 多様性・包摂性 信頼・協働 ～

令和8年度学校経営構想

1 国の動向

将来の予測が困難なVUCA（「Volatility（変動性）」「Uncertainty（不確実性）」「Complexity（複雑性）」「Ambiguity（曖昧性）」）と言われる時代の中で、社会の変化に主体的にかかわり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮するとともに他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生（Well-being）の創り手となる力を、子供一人一人に身に付けられるようにすることが重要である。

2 市の方針（第4次浜松市教育総合計画）

（1）基本理念及び3つのコンセプト

『描く夢や未来の実現』⇒「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」

（2）目指す子供の姿

- ア 自分らしさを大切にする子供
- イ 他者と協働し、主体的に行動できる子供
- ウ 自己調整しながら、粘り強く取り組む子供

（3）目指す教職員の姿

- ア 子供の自分らしさを受け止める教職員
- イ 愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- ウ 専門性と指導力を磨き続ける教職員

<浜松市校長会議>

～ 中野市長の講話より ～

- ▶市内における人口減少が大きな課題
⇒学校教育を通して子供たちに「郷土愛」を育ててほしい。

3 子供の実態

- 自分の気持ちに素直な子が多い。 ○イベントや行事に爆発的な力や団結力を発揮する。
- 褒められたり任せられたりするとやる気になる子が多い。
- 自分に自信がなく主体性や粘り強くやり遂げようとする態度にやや欠ける。
- 感情、行動のコントロールが苦手。 ●相手の気持ちを推し量るのが苦手。
- 発達障害・愛着障害を抱える子供の増加。 ●好奇心が弱く、自己肯定感が低い。

4 令和8年度学校教育目標

学校という社会の中で、あらゆる教育活動を受け身で対応するのではなく、子供一人一人が物事に主体的に向き合い、他者と協働的に関わり合いながら、粘り強く挑戦し続けることを通して、自分や自分たちの良さや可能性を発揮させながら、子供自ら魅力ある楽しい学校生活を創り上げていこうとする力を育てていく。

また、学校教育目標は、教育活動に携わるすべての者（子供・教職員・保護者・地域の方等）が、その意味や価値を具体的にイメージすることができるものでなくてはならない。そして、初生小学校の教育活動に携わるすべての者が、その意味や価値を共通理解したうえで

日々の教育活動を推進していくことが、教育的効果をより一層高めていくものと考える。
これらのことを踏まえ、令和8年度の学校教育目標を、

なりたい自分を共に目指して さあ、やってみよう！

とする。

(1) 設定理由

ア どうして「なりたい自分」なのか？



それは、その時々『なりたい自分』といった小さな目標の積み重ねが、子供たちがいつか叶えたいと思う『夢』といった大きな目標に繋がるから。

イ どうして「共に目指して」なのか？



それは、あらゆるひと・もの・こととの関わりを通して、課題に気づいたり新しい発見を見つけたりすることで、考え（思考力）や知識（理解力）を深めることができるから。

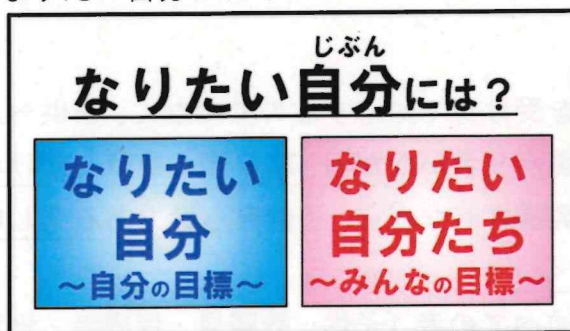
ウ どうして「さあ、やってみよう！」なのか？



それは、新たな『なりたい自分』に近づくためには、自分がやってみたいことや今までやったことがないことなど、新たなことに挑戦することが必要だから。

(2) 補足

なりたい自分には？



『なりたい自分』には、「なりたい自分【自律・主体性】」といった個人の目標と、「なりたい自分たち【共生・協働性】」といった集団としての目標の2つの側面がある。

(3) 具体的な子供の姿

ア 「なりたい自分」とは？

【自律・主体性】	【共生・協働性】
<p>ここでの『なりたい自分』は、〇〇ができるようになりたい、〇〇のような人になりたいといった自分の目標や夢を持ち続けようとする姿のこと。また、自分の良さや可能性を發揮しながら、自分らしく生きていこうとする姿のこと。</p>	<p>ここでの『なりたい自分たち』は、〇〇のような学年・学級にしたい、〇〇のような学校にしたいといったみんなの目標をもつ姿のこと。また、自分たちの良さや可能性を發揮しながら、よりよく生きていこうとする姿のこと。</p>

イ 「共に目指して」とは？

【自律・主体性】	【共生・協働性】
<p>この先出会うあらゆるひと・もの・ことに自ら進んで関わりながら、『なりたい自分』に近づくために必要な力（知・徳・体のバランスがとれた総合的な人間力）を身に付けようとしたり、自分の良さ・可能性を發揮しようとしたりする姿のこと。</p>	<p>この先出会うあらゆるひと・もの・こととの関わりの中で、『なりたい自分たち』に近づくために、多様な他者の考えや立場を理解したり受け入れたりするとともに、対話を通して合意形成を図ったり、役割を分担し、協力して実践したりしようとする姿のこと。</p>

ウ 「さあ、やってみよう！」とは？

【自律・主体性】	【共生・協働性】
<p style="font-size: 2em; text-align: center;">さあ、やってみよう！</p> <p style="text-align: center;">つて？</p> <p> <small>ねば づよ</small> 粘り強く <small>どりよく かいけつ</small> 努力・解決 </p> <p style="text-align: center;"> <small>こんなん あきら</small> 困難 諦めない </p> <p style="text-align: center;"> <small>じぶん すがた じつげん</small> なりたい自分の姿を実現するために </p>	<p style="font-size: 2em; text-align: center;">さあ、やってみよう！</p> <p style="text-align: center;">つて？</p> <p> <small>つて？</small> やってみたいこと <small>みりよく たの</small> 魅力ある楽しい <small>がっこうせいかつ つく</small> 学校生活を創る </p> <p style="text-align: center;"> <small>ちょうせん</small> 挑戦 </p> <p style="text-align: center;"> <small>じぶん すがた じつげん</small> なりたい自分たちの姿を実現するために </p>
<p>『なりたい自分』の姿を実現するために、多少の困難が生じたとしても「無理だ。」と言ってすぐに諦めるのではなく、解決する方法を考えたり工夫したりしながら、粘り強く努力し続けようとする姿のこと。</p>	<p>『なりたい自分たち』の姿を実現するために、子供自らやってみたいことを見つけたり、失敗を恐れることなく挑戦し続けたりしながら、魅力ある楽しい学校生活を創り上げていこうとする姿のこと。</p>

5 令和8年度重点目標及び重点施策(☆:重点施策、○:能力・態度)

	知	徳	体
重点目標	意欲的に学ぶ子	仲良くできる子	粘り強い子
重点施策	☆子供と共に創る 楽しい授業、 温かな学級 ○聴く力の育成	☆子供と共に創る学校生活 ○自治的能力の育成 ○コミュニケーション能力 の育成	☆子供と共に創る健康・ 体育的活動 ○諦めない心の育成 ○体力の向上
子供と共に創り上げる魅力ある楽しい初生小学校			

6 学校経営目標(学校教育目標を達成するための土壌となる学校風土)

<p style="font-size: 1.5em; margin: 0;">笑顔にあふれ 安心して学び 明日また来たくなる学校</p> <p style="font-size: 0.8em; margin: 0;">～心理的安全性の向上・プロアクティブ(発達支援的生徒指導・課題未然防止教育)への転換～</p>
--

(1) 心理的安全性の向上

「心理的安全性」とは、組織の中で自分の考えや気持ちを誰に対してでも安心して発言できる状態のことを言い、「生産性が高いチームは心理的安全性が高い」とされており、心理的安全性を高めることで個人や組織の効果的な学習や革新につながる事が期待される。

学校全体で心理的安全性の向上を図ることを通して、子供や保護者が、すべての教職員(管理職も含む)に対して心の内を相談できる関係性や、職場内において教職員同士が情報を密に共有することができる関係性を築き上げることで、例え様々な課題が生じたとし

ても、組織的な対応を通してよりよい解決策を講じていくことができるようにする。

(2)「リアクティブ」から「プロアクティブ」への転換

ア 生徒指導には

●特定の子供を対象とする事後対応型の即応的・継続的生徒指導（リアクティブ）

⇒課題早期発見対応・困難課題対応的生徒指導

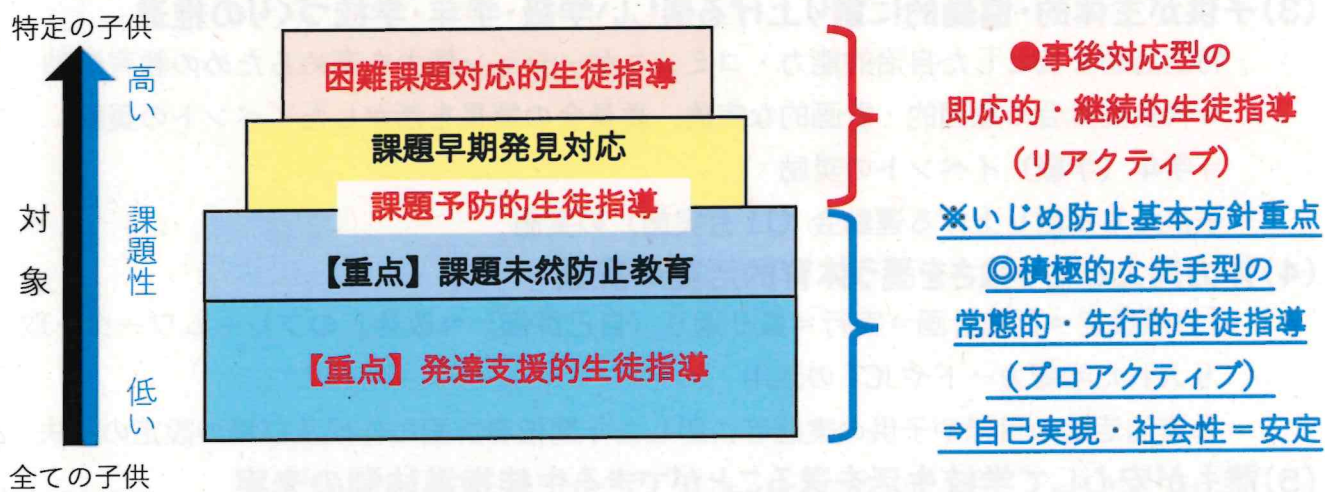
◎全ての子供を対象とする積極的な先手型の常態的・先行的生徒指導（プロアクティブ）

⇒発達支援的生徒指導・課題未然防止教育

がある。令和8年度は、いじめ防止基本方針の重点として、プロアクティブ「発達支援的生徒指導・課題未然防止教育」に重点を置き、学校全体で温かく丁寧な生徒指導の積み上げを図っていく。

プロアクティブには、子供の個性の発見と良さや可能性の伸長と社会的資質・能力等の発達を支える教職員の働き掛けが重要である。よって、日々の教職員の子供への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話等、日々の授業や行事等を通した個と集団への働き掛けや、傾聴・受容・共感に基づく深い子供理解に努めていくことを大切にしたい。

【常態的・先行的生徒指導（プロアクティブ）と即応的・継続的生徒指導（リアクティブ）】



イ プロアクティブを重視することで

子供	教職員
あくまでも子供が自発的・主体的に自らを発達させていく。	子供の個性の発見と良さや可能性の伸長と社会的資質・能力等の発達を支える。
その結果、 ✓ 個性の発見と良さや可能性の伸長 ✓ 社会的資質・コミュニケーション能力の発達	そのために、 ✓ 発達支援教育⇒確かな子供理解・個別支援 ✓ 特別活動⇒自治的能力を高める教育活動
◎自己肯定感の向上 ◎より良い人間関係	◎子供との信頼関係の構築 ◎学校の安定

浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針



浜松市立初生小学校

令和8年 4月

浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針 目次

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方.....	3
1 いじめの定義.....	3
2 いじめの理解.....	3
3 いじめの防止等に関する基本的考え方.....	4
(1)いじめの未然防止.....	4
(2)いじめの早期発見.....	4
(3)いじめへの対処.....	5
(4)地域や家庭との連携.....	5
(5)関係機関との連携.....	5
第2 いじめの防止等のための対策.....	5
1 いじめの防止等のための組織.....	6
(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割.....	6
(2)「初期対応チーム(ケース会議)」の組織と役割.....	6
(3)いじめの防止等における教職員の役割.....	6
2 いじめの防止等に関する取組.....	8
(1) 初生小年間指導計画.....	8
(2)いじめの未然防止.....	9
(3)いじめの早期発見.....	10
(4)いじめに対する措置.....	11
(5)関係機関との連携.....	12
(6)学校における教育相談体制の整備.....	12
(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組.....	12
(8)いじめが「解消している」状態.....	12
(9)「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し.....	13
3 地域や家庭の役割.....	13
(1)地域の役割.....	13
(2)家庭の役割.....	13
第3 重大事態への対処.....	14
1 重大事態の意味.....	14
(1)生命心身財産重大事態.....	14
(2)不登校重大事態.....	14
(3)子供や保護者からの申立て.....	14

学校は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等(学校に在籍する児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行わ

- れたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
 - 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。
- いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。
- いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。
- また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

- 全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。
- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
 - いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
 - 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
 - いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。
- 子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。
- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認

- 識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
 - 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当主任、学年主任、学級担任、養護教諭
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家(警察官経験者)等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態(法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。)の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)「初期対応チーム(ケース会議)」の組織と役割

- 個々のいじめ問題に対し、より機動的・実効的に対応するため、状況に応じて「校内いじめ対策委員会」の構成員より選抜して「初期対応チーム(ケース会議)」を構成し、即時対応に当たる。

(3)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 主幹教諭 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員 : いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。

キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員

:児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。

ク 発達支援コーディネーター

:発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。

ケ SC :心理に関する教育相談を担う。

コ SSW :福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 初生小年間指導計画

1学期		2学期		3学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	<input type="checkbox"/> 始業式・入学式 ・いじめの未然防止 <input type="checkbox"/> 授業開き ・人間関係作り(GE) <input type="checkbox"/> 学級活動 ・1年間のめあて <input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> 個別面談 ・児童理解、家庭連携 △校内生徒指導研修① ・基本方針、組織の確認 ・積極的生徒指導 ・児童理解 △いじめ対策委員会 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会1	夏季 休業 9	<input type="checkbox"/> 個別面談(希望) △校内生徒指導研修③ ・1学期の振り返り ・発達支援・外国人指導 ・事例検討 ・発達支援教育研修 <input type="checkbox"/> 2学期授業開き ・人間関係作り(GE) <input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> 学級活動 ・命、友達等 <input type="checkbox"/> 校外学習 △いじめ対策委員会 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会2	1	<input type="checkbox"/> 3学期授業開き ・人間関係作り(GE) <input type="checkbox"/> SST △いじめ対策委員会 △校内生徒指導研修⑤ ・今年度の取り組みについて ・基本方針の見直しと改定 ・次年度年間指導計画の作成
5	<input type="checkbox"/> 参観会、教育講演会 <input type="checkbox"/> 学級活動 ・学級目標の設定 <input type="checkbox"/> ペア活動開始 <input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> 1年生を迎える会 <input type="checkbox"/> 園小情報交換会 △いじめ対策委員会	10	<input type="checkbox"/> 児童会活動 ・よりよい学校づくり <input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> いじめアンケート2 <input type="checkbox"/> クラブ(異学年交流) <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> 教育相談 △いじめ対策委員会 △校内生徒指導研修④ ・日々の生徒指導に関する中間確認	2	<input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> いじめアンケート3 <input type="checkbox"/> 6年生を送る会 <input type="checkbox"/> 参観会 <input type="checkbox"/> 学校運営協議会4 △いじめ対策委員会
6	<input type="checkbox"/> 全校朝会 ・命について考える日 <input type="checkbox"/> 情報モラル講座 <input type="checkbox"/> 情報モラルアンケート <input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> いじめアンケート1 <input type="checkbox"/> 臨海学校 △いじめ対策委員会 △校内生徒指導研修② ・いじめの未然防止、早期発見、対応	11	<input type="checkbox"/> 運動会 <input type="checkbox"/> 保健週間 <input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> クラブ(異学年交流) <input type="checkbox"/> 学校運営協議会3 △いじめ対策委員会	3	<input type="checkbox"/> 学級活動 ・年間の振り返り △いじめ対策委員会 △次年度への申し送り事項の確認、引継ぎ
7	<input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> 学級活動 ・1学期の振り返り <input type="checkbox"/> 個別面談 △いじめ対策委員会	12	<input type="checkbox"/> SST <input type="checkbox"/> クラブ(異学年交流) <input type="checkbox"/> 学級活動 ・2学期の振り返り <input type="checkbox"/> 個別面談 △いじめ対策委員会		[年間] <input type="checkbox"/> 道徳(友情・信頼/相互理解・寛容/公平・公正/感謝/親切・思いやり等) 各学年の道徳年間計画による。 <input type="checkbox"/> 道徳や学級活動、朝活動において、「はままつマナー」を活用する。 <input type="checkbox"/> 帰りの会で、「よいこと見つけ」等の取り組みを行う。 <input type="checkbox"/> 縦割り清掃・遊び等での異学年交流を積極的に行う。 <input type="checkbox"/> 学級活動を中心に情報モラルに関する指導を行う。 <input type="checkbox"/> 学級活動で学級のルールやマナー等に関する話し合いをする。 <input type="checkbox"/> 教育相談は随時受け付ける。

※GE：構成的グループ・エンカウンター

※SST：ソーシャルスキルトレーニング

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「なりたい自分を共に目指して さあ、やってみよう！」の具現化を目指し、目指す子供像「意欲的に学ぶ子」「仲良くできる子」「粘り強い子」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

全校朝礼において、校長から「命について考える」話をする。聞いた話を基に、児童が「命」について考えたり話し合ったりする。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
年間	学級活動での学級のルールやマナーに関する話し合い活動の設定
年間	学級活動を中心とした「情報モラル」について考える活動の実施
5月	学級活動での学級目標の設定
6月	校長の話をもとにした「命」について考える活動の設定
6月	児童会による「よりよい学校づくり」推進活動の設定
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間	学級活動での学級のルールやマナーに関する話し合い活動の設定
年間	「よりよい学校づくり」に関わる各委員会での取り組み(適宜イベント)
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
年間	ペア学年清掃・ペア学年遊び等での異学年交流
年間	クラブ活動での異学年交流
4月	学級活動において1年間のめあてを設定
10月	授業研究と事後研修(主体的・対話的で深い学びと自己指導能力の育成)
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	

年間	「はままつマナー」を活用した言動の振り返りと見直し 「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施 「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業 「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施 「感謝」をテーマにした道徳の授業の実施 「親切・思いやり」をテーマにした道徳の授業の実施 ※各学年道徳年間計画に基づいて実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
年間 年間 年間 6月	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や遊びの実施 総合的な学習の時間での福祉に関する学習活動の設定(4年) 各教科等での国際理解教育に関わる活動の設定 「命について考える」全校朝会の実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
年間 年間 年間 学期初	帰りの会等における「よいこと見つけ」等の実施 「はままつマナー」を活用した社会性の育成 SSTの実施によるよりよい人間関係づくりと社会性の育成 構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- いじめは、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付く、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期アンケート調査：学期に1回
- ※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から全職員に説明する。
- ・原則学校で実施する。
- ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告し、適切な対応方針を決定する。
- ・必要に応じて、速やかに個別面談等を実施する。
 - ・状況に応じて、保護者や他機関に連絡し、協力して対応する。
 - ※アンケートの記載内容や対応について、校長、教頭、主幹が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期個人面談：1学期・2学期末は全員が実施する。
夏季は、必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的で開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われるときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように)を適切に記録する。

○「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

○校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるとき

は、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。

- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関(警察署、法務局等)の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室(教育相談員)、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6)学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要

件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立初生小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解

- させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1)生命心身財産重大事態

- いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ア 自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合

(2)不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間 30 日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である 30 日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3)子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第 23 条第 2 項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がる可能性があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

【改訂履歴】

R5年	2月20日	改定
R6年	3月10日	改定
R6年	6月1日	改定
R7年	3月3日	改定
R8年	3月10日	改定